

②新規策定予定補助金

千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金

●空き家等解体事業 上限100万円（補助率1/2）

- ①空き家 ア) 再建築不可能なもの
イ) 耐震性を有していないもの
- ②老朽危険空き家 ウ) 特定空家
エ) 特定空家に準ずるもの
(②は補助金額のうち1/2は国費の対象となる)

●跡地利活用事業 上限100万円（補助率2/10）

※居住誘導区域は上限130万円

- ①空き家等を解体した跡地 戸建て住宅又は併用住宅の建設
工事が完了した敷地

ポイントとなる要件

空き家等の解体

- ・所得制限あり
- ・代理受領あり → 補助金を施工業者へ支払うことで、申請者の支払額が抑えられる。
- ・ア) 再建築の可否 → 接道状況により判断
- ・イ) 耐震性の有無 → 耐震診断結果により判断
又は
昭和56年6月以前建築かで判断

跡地利活用

- ・空き家等を解体した跡地 → 市の調査により把握している空家等を解体した跡地（解体時期は問わない）
- ・申請年度と同じ年度に建設工事が完了した敷地 → 戸建て住宅又は併用住宅の完了後申請する